

## 平成30年度 事業計画書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

### I. 基本方針

本財団は、「デザイン保護を通じて創作を支援する」との立場から各事業を実施し、商品開発の活性化を図って陶磁器産業の持続的な発展に貢献したいと考えています。

また、意匠権、商標権、著作権など、知的財産権に関わる相談窓口として広く対応していきます。

### II. 事業計画の概要

#### 1) 陶磁器のデザイン及び裏印の保全登録事業

食器・ノベルティ・タイルのデザインと裏印の保全及び模倣防止について以下の事業を行います。

##### (1) 食器、ノベルティ、タイルの新規デザインと裏印の保全登録事業

新規デザインと裏印を本財団に保全登録し、模倣防止を図ります。

陶磁器デザインの保全登録には下記の2つの制度を用意していますので、利用者は保全を求める新規デザインの諸条件に合わせ、選択して利用できます。

##### ① 意匠の保全登録制度

申請に基づき、意匠審査を実施して保全登録の可否と判断し、出来る意匠を登録。

保全期間の年限は設けていません。

##### ② 意匠の予備登録制度

申請(電子メールによる申請)に基づき、登録者・申請意匠・受付日付を登録。「先使用の証拠」として、本財団が証明します。

利用期間は申請から3カ年(1年毎の更新確認)。

4年目以降の保全登録を希望する利用者には、制度①で対応します。

##### (2) 登録した新規デザイン・裏印の公示

「保全登録」及び「予備登録」を本財団ホームページにて公示します。

##### (3) カタログの受入

事業者から、カタログやパンフレット等を受け入れ、本財団の受付日

付を「公知日」とし、当該カタログ等に掲載されている製品の模倣防止や他者による類似製品の権利化防止に役立てます。

(4) 新規意匠や商標など、権利化への啓発及び模倣防止対策

- ① 登録意匠・裏印の模倣問題への対処には、顧問弁理士・弁護士の協力を得て取り組みます。
- ② 意匠権や商標権、著作権など知的財産権に関わる相談に応じます。特許庁出願を希望の方には、顧問事務所とともに、出願の支援を行います。
- ③ 不正競争防止法について、顧問弁理士・弁護士の協力を得て、適用事例等を研究します。
- ④ 上記対応・対策に際して必要な事業に臨機応変取り組みます。

2) 陶磁器意匠及び裏印に関する保存資料を活用した調査事業

「意匠保全登録」及び「輸出入取引法に基づく意匠認証」の各保存資料、あるいは昭和初期及び戦後に業界団体が傘下事業者に報告させた「使用中裏印のリスト」をファイリングした資料等を活用して、陶磁器愛好家などからの調査依頼（製造年代や製造事業者の特定）に応じ、依頼内容に該当する資料のコピーを提供します。

調査実施に関する情報提供には、本財団ホームページを活用します。

3) 陶磁器デザインに関するセミナー事業

陶磁器デザインに関する講演会を行い、デザイン開発者の育成や陶磁器ファン層の拡大に貢献する。

本年度は、京都市内にて10～11月の開催を検討している。

4) 「陶磁器意匠データベース(食卓台所用品)」の公開及び維持管理

本財団HPに公開中の「食卓台所用品の陶磁器意匠データベース」について、利用希望者に対応します。また、未登録データの追加や登録データの修正などを日常的に行い、データベースの充実、維持管理に努めます。

5) 陶磁器デザイン・陶磁器関係専門書の一般公開

参考図書として収集された内外のデザイン図書、陶磁器関係専門書2千数百冊について、蔵書リストをHPにて公開し、希望者の閲覧に供します。

関係図書の寄贈については随時受け付け、リストに追加記載します。

6) 以下の取り組みについて資料収集及び検討を続けます。

① 「裏印(銘版)データベース(全国の産地で現在使用中の裏印を対象)」  
の構築について

② 「ノベルティ分野の保全登録意匠データベース」の構築について

(以上)